



奨学金を利用して大学等へ進学された学生さんを応援します

～射水市に住もう！射水市の会社で働こう！～

卒業後、射水市に住んで、射水市の会社で働こう！ ～射水市奨学資金「いみずしあわせ奨学金」～	卒業後、射水市に住もう！ ～射水市奨学資金・日本学生支援機構～
<p>令和6年度から 要件により射水市奨学資金の返還を免除します。</p> <p>(1) 対象者 本市奨学金の返還中又は返還を開始する方で、 (3) の要件をすべて満たす方</p> <p>(2) 年間免除額及び上限額 1年ごとに申請を必要とし、免除額は1年間に返還すべき額全額とするが、貸与総額の100分の10を乗じて得た額を上限とします。</p> <p>(3) 要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請時において、本市に1年以上居住していること。 ・申請時において、本市に本社を有する企業又は主たる事業所を有する企業(裏面*)に常勤の社員として1年以上従事していること。 (公務員は対象外) ・市税等の滞納がないこと。 ・奨学金の返還を怠っていないこと。 <p>(4) 手続きについて 毎年度4月末まで減免申請書の提出が必要です。 審査後、奨学金の返還が免除されます。</p>	<p>「明日の射水を担う若者定住助成金制度」 要件により射水市奨学資金及び日本学生支援機構の奨学金返還を助成します。</p> <p>(1) 対象者</p> <p><Uターン型>射水市奨学資金を利用して県外の大学等に進学した自宅外生で、卒業後(4)の要件をすべて満たす方</p> <p><Iターン型>日本学生支援機構奨学金を利用して市内の大学等へ進学した県外出身の学生で、卒業後(4)の要件をすべて満たす方</p> <p>(2) 助成金額 奨学金年間返還額の2分の1の額 (ただし、年間96,000円以内とします。)</p> <p>(3) 助成期間 最大10年間</p> <p>(4) 要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現に就業していること。 ・奨学金の返還を怠っていないこと。 ・市税等の滞納がないこと。 ・助成を受けようとする年度の1月1日を基準として、1年以上市内に居住していること。 <p>(5) 手続きについて 毎年1月から2月上旬にかけて申請書の提出が必要です。審査後、助成金を交付します。</p>
<p>【問合せ】 学校教育課(射水市役所本庁舎) TEL 0766-51-6635 MAIL gakkou@city.imizu.lg.jp</p> <p>詳しくは、こちらのホームページ をご覧ください。</p> 	<p>【問合せ】 観光まちづくり課(新湊消防署) TEL 0766-51-6676 MAIL kankou-machi@city.imizu.lg.jp</p> <p>詳しくは、こちらのホームページ をご覧ください。</p> 

裏面もご覧ください

射水市奨学資金の返還免除イメージ

卒業後 1 年目 (返還猶予期間)	返還 1 年目	返還 2 年目	返還 3 年目	返還 4 年目
4 月 1 日～ 市内居住＋ 市内企業就職	奨学金総額の 10/100 免除	★★ココに注目★★ 返還期間を 10 年以上に設定し、毎年要件を満たした場合は、 申請すれば貸与総額の全額の免除が受けられます。		
	5 月退職又は市外転出 2 月市内転入＋ 市内企業就職	免除なし		
		4 月 1 日～ 市内居住＋ 市内企業就職	奨学金総額の 10/100 免除	
			2 月転出	免除なし

* 本市に本社（実質的に事業活動が行われている場合に限る。）又は主たる事業所を有する企業

「企業」とは、大企業・中小企業者（個人事業主を含む）を指します。

「主たる事業所」とは、法人の場合は、本社機能のある事業所又は各業種における主要な事業所（営業拠点・生産拠点等として位置づけられる）をいいます。なお、本社機能とは、「法人の経営意思決定部門、総務・経理・人事等の各種業務統括部門が存在する事業所」を指します。個人事業主の場合は、自身が代表として営む主要事業所（店舗、工場、事務所等）をいいます。

* 射水市に本社又は主たる事業所があり、市外の支店に配属された場合は対象になります。（免除を受けるには住所要件も伴いますので、配属に伴い市外に転出した場合は対象になりません。）射水市以外に本社又は主たる事業所がある企業で、市内の支店に配属された場合は対象になりません。